

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 3 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 6 月 24 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（4 名）

中山行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（2 名）

多文化共生推進課長、衛生課長

<開会>

【部会長】

おはようございます。

第 3 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開催いたします。

本日は、経常事業の外部評価に当たりお手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。委員の皆様にはチェックシートが配付されていますので、メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

それでは、今からヒアリングを始めさせていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございます。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けており、この第 3 部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。平成 24 年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は 2 年目となります。外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の 98 事業の中から、69 事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

また、今年度は第 2 部会の担当する分野である「福祉、子育て、教育、暮らし」の事業が多いため、その中から介護保険及び衛生の事業について、第 2 部会に代わって第 3 部会がヒアリングを行うこととなりました。

本日は、1 事業につき 25 分の想定でヒアリングを行います。前半 10 分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問

が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、570 番の事業について、多文化共生推進課長から、ご説明をお願いします。

【説明者】

では、経常事業 570 番「日本語学習の支援」についてご説明をいたします。よろしくお願いします。

まず、施策の体系からご説明させていただきます。新宿区第二次実行計画の 165 ページに施策の体系の表がございます。お開きください。

基本目標は、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」、個別目標は、「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」となっています。個別目標の中の四番目の基本施策として、「多文化共生のまちづくりの推進」があり、その中に「日本語学習への支援」という事業があります。

事業の目的及び事業の概要ですが、新宿区に生活している外国人の言語に対する不安を取り除くため、新宿多文化共生プラザ等区内 8 か所において日本語教室を開催するほか、日本語を教えるボランティアの育成などの支援を行っており、現在 10 か所 12 教室という規模で行っています。

それでは事業の具体的な内容について説明させていただきます。

まず、日本語の学習につきましては、三本柱で行っています。一つ目は新宿区日本語教室ということで、10 か所 12 教室で行っているものです。この 12 教室というのは、新宿多文化共生プラザで夜の教室を開設しており、1 か所で 3 教室実施しております。他は 1 か所につき 1 教室で実施しております。それぞれ 1 学期、2 学期、3 学期を通じて、参加費という形でテキスト代程度の授業料をいただいております。

二つ目は、新宿区多文化共生プラザで日本語学習コーナーを設けており、こちらでは、ボランティアの方が中心となって気軽に学べるコーナーを運営しております。

三つ目は、こどもクラブ新宿です。これは、対象者が小学校 5 年生以上で中学生までのお子さんを対象にしております。教育委員会では日本語のサポートという事業を実施していますが、区立学校に通うお子さんについては学校でかなりの時間数の日本語教育をしております。ただ、日本語の学習が進みませんと、教科学習もなかなか進まないということがあるので、こどもクラブ新宿で日本語と同時に教科の補強もしています。

こういった形で 3 つの体系に分けて事業を展開しています。これら全てを、公益財団法人新宿未来創造財団に委託をしています。

続きまして、事前にご質問をいただいたことを踏まえて、ご説明させていただきたいと思っております。

初めに、当事業を実施してきた経過と実績ということですが、新宿区内では 10 人に 1 人が外国人ということで、こうした事業を行っております。まず、なぜ行政が日本語教室を開かなければいけないかというところですが、第一に、地域の中で、生活ルールなどが守られないというようなあつれきがあるということ、このあつれきや誤解を解いていくために

は、外国人の方が日本で生活していくうえで必要な日本語を身につけていただく必要があるということで、本事業を実施しているところです。移民社会の中で、社会統合するためにはその国の言語を強制的に習得させるとういうような形もありますが、日本語の場合は任意で、こういった形で行っております。コミュニケーション不足を補うためには、やはり日本語が必要だということで、新宿区ではこういった形で実施しています。

当事業について、他区にない新宿区の独自の特色は何か、ということでは、まず10人に1人が外国人という全国でも類を見ない自治体ですので、これだけ大規模に教室を開いているところはありません。運営自体も、一定の講習を終了したボランティアの方に担っていただいているということについても新宿区は他を抜いております。

もう一つの特色としては、新宿多文化共生プラザはハイジアの11階にあり、プラザの運営自体は別事業になりますが、他の自治体でも多目的施設をお持ちのところはありますけれども、こういった先進的な形で取り組んでいるところは新宿ならではと思います。

行政サービスが主体として実施することの意義や必要性、効果についてのお尋ねですが、先ほど申しあげましたとおり、日本語を習得していただくということは、外国人の支援という形ばかりではなく、地域の中の様々な課題を解決するために実施しているという側面もあります。そういった意味で、行政がこういう形で力を入れているということです。

実際の需要に対して区はどの程度教育すればいいか、というご質問ですが、外国籍の方が日本語を学んでいただく際に、例えば、これから日本の大学へ行こうとかという方は当然もっと専門的な日本語教育機関で勉強する必要がありますが、私たちが目指しているところは、日常生活に支障となっているものを取り除くという意味で、日常生活程度の会話ができるということが必要だろうと思っています。

土曜の授業を民間でも実施しているかどうか、というお尋ねですが、日本語教育機関は新宿区内に40校くらいあるはずで、正確な数字や授業形態は把握しきれておりません。

それから、手段の妥当性について、外国人のコミュニケーションツールとして日本語を習得することが地域課題の解決に結びつくと思いますが、具体的どのような効果を期待しているか、というお尋ねです。例えば、ごみの出し方ルールについて、チラシを多言語化して外国籍の方にもお配りしていますが、新宿区に住み始めて間もない方、日本語がよくできない方については、そういったルールを理解するために日本語で書かれているものも読めないこともあります。そうした日本の地域のルールを学んでいただくためには日本語が最初に必要であろうということで、日本語学習に力を入れているところです。

ボランティアによる協働は実施済みということですが、今後、内容の充実を図っていくことなどはお考えでしょうか、というお尋ねです。こちらについては、先ほど、ボランティアの方に多く関わっていただいているとご説明したとおりで、この点では協働は実施済みですが、ボランティア団体、ボランティアを支援している方のリーダー格の方、それから新宿区が合わさって打ち合わせ会議のようなものを立ち上げており、その中でレベルのすり合わせですとか、日本語学習のあり方などもボランティアの方々がそれぞれ研究をさ

れているので、そういったところでこれからどうやっていくかというような協議はしております。より受講者の方のニーズに合った形で事業を展開していきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。では質問に入ります。

ボランティアの入れ替わりの率というのはどれくらいでしょうか。新しい方はいらっしゃるのでしょうか。

【説明者】

この事業については、ボランティアの方々の生きがいとなっていることが多いです。なかなか新しい方が入る余地はないのですが、財団の事業としてボランティア養成講座を実施しており、講座を修了した方にボランティアとして登録をしていただいています。そして、順次空きが出たところでボランティアとして入っていただく形になっています。入れ替わりの率については精緻な数はありませんが、それほど多くないと伺っています。

【部会長】

養成講座の受講者は年間何人くらいですか。

【説明者】

すみません。養成講座は財団の事業ですので、今すぐに数字を出すことはできません。

【部会長】

では後ほど、必要と思えば、文書で質問させていただきます。

他の委員はいかがでしょうか。

【委員】

新宿未来創造財団に委託する内容というのは、この先ずっと変わらないのでしょうか。それとも何年に1回かは委託先の入れ替えがあるのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団というのは、もともと新宿区国際交流協会という団体から始まっています。その国際交流協会が文化国際交流財団に変わり、それから現在の新宿未来創造財団に編成されました。国際交流協会のときから、こういった国際化社会へ向けての事業を展開していき、ある意味、区と国際交流協会の役割の中で始まっているものです。ボランティアを束ねる仕組みや養成をしていく仕組みは、もともと財団が持っているノウハウによるもので、多文化共生プラザの運営についても一部委託をしておりますので、今後も財団と協力をしながら事業を実施していくことになると思います。

【委員】

普通の外部の委託先とは違うということでしょうか。

【説明者】

そうですね。この事業はボランティアを主体に実施していますので、他の民間の会社に委託をするとすると、経費的にはこの程度では済まないと思います。

【委員】

わかりました。

例えば、この予算事業 570-1 「日本語学習への支援」の事業費の主たる用途について、日本語教室等の運営委託料、24年度で2千万円ということですが、もし一般企業に頼んだ場合、この金額でこの委託内容は不可能であり、この事業は有効かつ適切に行われていると解釈すればよろしいのでしょうか。

【説明者】

はい、そのとおりです。

【委員】

わかりました。

この2千万円の使い道というのはどういうふうになっているのかよくわからないのですが、施設は区の施設を使っていて、ボランティアの方をお願いしているとするれば、教育資材の費用や事務費だけで済んでいるということでしょうか。普通の学校であれば先生に給料を払わなければいけないとか、管理者を雇わなければいけないとか、そういうことが出てきますが、そういう費用は入っていないということですね。

【説明者】

ボランティアについては、交通実費代に相当する謝礼を毎回お支払いしています。

予算の内訳を申し上げますと、日本語学習コーナーの運営が約270万円、日本語教室の運営が約1千万円、子ども日本語教室の運営が約860万円という内訳になっています。あとは、ボランティアにそれぞれ交通実費程度の謝礼、教材費等の購入費、ボランティア保険の保険料、チラシ作成費経費、財団の人件費ということになります。

【部会長】

財団の人件費もこの中に入っているのですか。

【説明者】

財団の人件費も入ります。

【委員】

町会では、ごみの出し方が問題になっています。町会の中には外国人だけではなく日本人もたくさんいますし、もちろん日本人の方でも出し方が悪い人がいます。その中で、この事業によって、今まで問題が起きたところが少なくなってきたという事例はありますか。あと、日本語学習の受講者の中で、実際にこの事業にボランティアとして参加している方はいらっしゃいますか。

【説明者】

まず、ごみの出し方ルールについては、外国人への情報提供ということも当課の事業として実施しており、新宿区に住み始めるときに「新宿生活スタートブック」という冊子をお配りしております。その中に、ごみの出し方ルールや交通ルールなど、基本的なルールを周知しています。それから、清掃事務所でごみ出しに関するチラシをつくる際に、区の

統一ルールとして、英語、中国語、韓国語、ルビのついた日本語という 4 言語対応で行っています。ただ、新宿区には百十数カ国の方がいらっしゃいますので、英、中、韓で対応できない方はそのルビのついた日本語で読んでいただくということになります。そういった意味で、日本語教室を実施していく必要があると考えております。

【部会長】

その話はもう伺っているのですが、今ご質問にあったのは、具体的に日本語教室で学んだことが役立った例があるかというご質問ですので、そちらについてお答えください。

【説明者】

すみません。それは、後日改めて回答させていただきます。

【部会長】

そういうすばらしい具体例があれば、我々としても是非知りたく思いますので。

【委員】

あと、日本語学習の受講者の中で、実際にこの事業にボランティアとして参加している方についてもお願いします。

【説明者】

そちらについては、この日本語学習を受けた方は日本語学習の教師にはなれませんので、そういった方々がどういうところで活躍されているかというのは調べておきます。

【委員】

今のことに関連して、ボランティア養成講座を受けた人はみんな日本人の方なのでしょうか。外国人の方が先生になっていると、それはそれなりに意味があるのではないかと思います。そういうことはないですか。

【説明者】

基本的には養成講座受けてらっしゃる方は日本人の方だと承っておりますが、全ての方の国籍を把握しているわけではありませんので確認しておきます。

【委員】

意味はありますよね。

【部会長】

では、これで終了します。どうもありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、経常事業 200 番「ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談」です。よろしくお願いいたします。

【説明者】

よろしくお願いいたします。

それでは、最初に施策体系と組織についてご説明いたします。

新宿区第二次実行計画の 149 ページをお開きください。こちらに、衛生課の事業が並んでおります。基本目標Ⅱの「誰もが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の中の、個別目標 5 の「心身ともに健やかにくらせるまち」が、いわゆる健康部、保健所の仕事になっています。

その中の、基本施策②「多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進」に、衛生課の事業がかなり含まれています。

なお、148 ページに基本施策①「一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進」がありますが、こちらは、いわゆる「対人」の保健行政の事業となっています。

それに対して、我々衛生課は「対物」の事業を担当しています。「対物」というのはどういうものかといいますと、「食品」や「環境」、「動物」です。「環境」には、理容所や美容所、クリーニング所、浴場、旅館などの施設についての許可や監視指導があります。他にも、ネズミや蚊、ハエ、ハチなどに関わることや、消毒の問題などもあります。「動物」には、いわゆるペット関係などがあります。そのようなものを、主に「対物」としていますが、いずれも生活に密着したものであり、究極的には人間の健康を維持・増進することにつながるものと考えています。

それで、「対物」について、「食品」「環境」「動物」の三つをあげましたが、衛生課のどの係がそれらを担当しているかということをお話ししますと、「食品」に関しては食品保健係と食品監視第一係、食品監視第二係が行っています。「環境」に関しては環境衛生第一係と第二係が行っています。「動物」に関しては管理係が所管しています。総括的な説明は以上です。

【部会長】

それでは個別事業についての説明をお願いしましょうか。最初は、経常事業 200 番「ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫駆除」ですね。

【説明者】

はい。それでは、200 番「ねずみ駆除相談、ハチ衛生害虫相談」についてご説明いたします。まず、ねずみに関して言えば、駆除方法等の相談指導及び殺鼠剤、粘着シートのサンプルの配布を行っています。また、繁殖期を迎える 2 月に、区内 10 地域センターにおいてネズミ駆除巡回相談を実施しています。それから、蚊及びハエに関しては、やはり相談を受けているということと、年 3 回業者に委託して区道の汚水枡に蚊の殺虫剤を投与するという防除作業を行っています。ハチ類に関しては、ハチその他の衛生害虫相談を実施しているとともに、区民からのハチの巣の駆除依頼等を受け、契約業者へ駆除作業を指示し、ハチの巣の駆除を実施するというものを行っています。ねずみや蚊、ハエ、ハチ類などについて、相談を総合的に受けるとともにその対応をするということです。

ここで、あらかじめいただいているご質問について、回答させていただきます。

第一に、よくある相談内容とそれに対する回答、対処策を類型化して対応しているので

しょうか、というご質問です。これについては、類型化されております。ねずみを例に説明しますと、まず、ねずみの生息場所が屋内か屋外かで、ねずみを生態的に分けます。その理由は、屋内にはクマネズミが多く、屋外にはドブネズミが多いためです。家の中に入ってくるねずみにはクマネズミが多いわけですが、相談の内容としては、天井裏をネズミが走っているというものが一番多いです。それから、台所等の食べ物をかじられるという相談が二番目に多いです。屋外の場合はドブネズミが多いのですが、一番多い相談内容としては、ごみ置き場にネズミが出没してごみを食べているというものがあります。他にも、植え込み等の近くに穴があり、ネズミが出入りしているというような相談もあります。そのように、生態によって分類分けして相談に応じています。

最近ではインターネット等によって情報を取得できるようになっていると思いますが、パンフレット等を作成しています。結構よくできていると思いますが、パンフレットの内容をポイントだけご説明しますと、屋内にねずみがいる場合の対応策ということで、まずは侵入経路を塞ぐという対応がとても大切だということです。次に、ネズミが食べる物を放置しておかないということです。そうした対応後に初めて、粘着シートや殺鼠剤を使うのが効果的であり、このパンフレットでもそのように説明しています。

続いての質問ですが、ネズミの駆除の場合は地域に密着した対策、地域住民や地域団体と協働して取り組んだ方がいいのではないか、その辺のお考えはどうか、とのこと。これはまさにご指摘のとおりで、いわゆる一戸一戸の家で対策をとっていても、結局ネズミは別のところに行ってしまうので、点ではなくて面で対応することが大切だと我々も感じています。具体的には、町内会や自治会、商店街組合という単位で相談を受け付けることも大事ですし、実際そういうことも行っています。その場合には、先ほど説明した対応策とともに、粘着シートとか殺鼠剤などを町会、自治会等に大目にお配りする対応をしています。また、町会や自治会等の場合は、会員の方が集まる集会などあるので、そういうところに出向いて具体的な対策案を提案するなど、面的な対応を今後していきたいと考えています。

それから、三番目に、ねずみの駆除相談件数は減少傾向にあるのか、減少傾向にあるとしたらその要因は何かと、いうご質問です。確かに、年々少しずつ減少しているかもしれませんが、ほぼ横ばいに近いぐらいの感じで件数は推移しています。

少しずつ減っている理由ですが、一つは、建物が新しくなってねずみが進入できなくなっているということがあります。もう一つは、インターネットなどの普及により、ねずみ駆除の情報を簡単に入手することができるということがあります。ただ、高齢者の方はなかなかインターネットから情報を手に入れづらいというのがあります。ですので、高齢者の方が窓口に来て相談されるケースが結構ありますし、我々はそれに十分対応していかなければならないと考えております。高齢者対策という意味では、年10回各出張所において相談受付を行っており、今後も続けていく予定です。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、委員の方からご自由にご質問お願いいたします。

【委員】

ご丁寧に説明いただきありがとうございます。

最初に、パンフレットについてですが、ねずみ駆除の依頼先は社団法人日本ペストコントロール協会となっていて、区できめ細かく相談を受け付けているとは読み取りにくいようにも思います。ですが、今ご説明あったように、実態としては、高齢者の方にも優しく親切に相談を受け付けているということであり、その点がもう少しわかりやすい方が良いのではないかと思います。私個人の感想ですが。

次に、ねずみ対策については面的な対応を取られているということですが、そうであれば、そのことについて、「協働」という観点から内部評価をしていただくと良かったのではないかと思います。その辺についてはいかがですか。

【説明者】

はい。まず、相談のことについてです。やはり高齢者の方からのご相談が多く、相談を受ける際には、長年、環境衛生の分野に携わっている専門職の職員が、丁寧に対応させていただいています。そうした職員が職場に長くいるので、そういう意味では、専門知識やノウハウが蓄積されていて、体系的にも非常に整っていると思います。電話でも窓口でも、丹念に対応させていただいているところです。相談に1時間かかることもありますし、場合によっては、こちらから出向くこともあります。

次に、面的な対応についてです。町内会や自治会などが集まる場に出向いて説明することも結構あります。また、年に10回、出張所単位で相談会を行っており、そこにはたくさんの方が来られます。そうした場で、丁寧に相談にのるということです。相談会だけでいえば、全出張所で150件ほど相談を受け付けますので、1所では15人くらいは相談に来られるという状況です。

確かに、面的な対応については、協働という視点が非常に大事だと思っています。保健所の職員が常に対応できるわけではありません。各地域で自助的に対策を講じてもらわなくてはなりません。ですので、殺鼠剤をお渡ししたり、アドバイスをしたりもしますが、結局は、各自が自身の問題として取り組んでいただく、それも面的に取り組んでいただくことがとても大切だと思っています。そのためにアドバイスしていくということなので、協働という観点もこれからも大事にしていきたいと考えています。

【部会長】

他にご質問は。

【委員】

ありがとうございます。蚊及びハエのことについてですが、薬剤投入以外に相談受付も実施されているということで、相談実施件数はどのくらいでしょうか。

【説明者】

蚊については年間で5、6件程度です。19年度は8件、20年度は8件、21年度は6件、

22年度は1件、23年度は3件です。ハエについては、19年度は5件、20年度は7件、21年度は7件、22年度は11件、23年度は6件というような形で推移しています。他にも、ダニについての相談もありまして、ダニの方は年間十数件ずつ相談実績があります。

【部会長】

先ほど、専門職というお話がありましたが、どういう職の方を採用しているのでしょうか。

【説明者】

特別区では「衛生監視」と呼ばれる職業です。衛生監視は、食品分野と環境衛生分野の両方を専門としています。専門性を高めるという意味で、環境の分野に10年から20年もの間在籍する職員もいます。そうした環境で、専門知識や経験を蓄積しています。

【委員】

ねずみ駆除の際に、業者委託をしようと思うのですが、業者の選定について、定期的に見直しなどはされているのでしょうか。

【説明者】

まず、区としては特定の一業者を推薦することはありません。そうではなくて、駆除業者から成る団体を紹介するというをしています。具体的には、ねずみ駆除の場合は、社団法人日本ペストコントロール協会（PCO）を紹介していますので、相談者自らに、協会に属する業者の中から選んでもらうということです。

【委員】

その協会との関係のことですが、協会に直接電話するのではなく、新宿区相談窓口などを設定して、実態としては区が一義的に担っている構造になっていると、区民にとって電話しやすいと思います。協会に直接電話をするというのは、少し身構えてしまいますね。

【説明者】

区民の方が、区に直接電話をかけた場合、すぐに協会を紹介するというはしていません。区には専門職の職員がいますので、まずは相談や苦情を聞きます。それだけで2、30分ほどかかってしまいます。相談者の方には、その段階で納得していただき、あとは殺鼠剤や粘着シートをお渡しして、ご自身で対策をしていただきます。それだけでも、かなりの割合で解決します。それでもなかなか難しいというときに、協会を紹介します。

【委員】

区としては、区内業者を主に紹介する方がいいのではないのでしょうか。区内であれば近いですし。区内業者の一覧表のようなものをお渡しすることはしていないのでしょうか。

【説明者】

そういった一覧表を、私どもは持っていますが、業者の選定については、やはり協会の方にお任せしています。ただ、見積もりは無料ですので十分検討してください、不明な点があればいつでもご相談くださいという形で紹介しています。

【委員】

やはり新宿の業者さんの方が、区のためにも良いと思うのですが。

【部会長】

この件はこの辺で終わりにしましょうか。では、経常事業 201 番「水害被災区域の消毒」に入りたいと思います。引き続き、衛生課から説明をお願いします。

【説明者】

では、201 番「水害被災区域の消毒」についてご説明します。

この事業は、台風、集中豪雨等により浸水などの水害が発生した場合、被災した住宅等に対し、衛生上の観点から消毒薬の散布及び配布を実施するという事業です。散布作業をするとともに、被災した方に消毒薬をお渡しするという場合もあります。

事業概要についてですが、被災の規模によって規模 1、規模 2、規模 3 と分けております。規模 1 というのは 10 世帯以下が被災した場合、規模 2 は 10 から 300 世帯、規模 3 は 300 世帯以上が被災した場合ということで、大体が規模 1 と規模 2 までで、規模 3 までに至ることは滅多にありません。

規模 1 の場合は職員が対応します。職員で 3 チームまでは班を組めるので、その中で対応していきます。規模 2 になると、職員が中心ではありますが、委託する部分がでてきます。それは主に移動のため車両を委託します。消毒そのものも委託する場合がありますが、今までの実績では、移動のための車両を雇い上げるところまでです。規模 3 は今までに例が無いのですが、この場合には専門業者等に消毒などを委託することを想定しています。

それで、事前にご質問いただいたことを中心にお答えをしていきたいと思います。

まず、一つ目に、水害が発生したときに被害情報などの伝達経路はどうなっているのか、他課との連携状況はどのようになっているのか、ということです。発災時には災害対策本部が立ち上がりますので、災害対策本部の情報を一番に尊重します。一方で、災害対策本部に情報が集約されて各部に情報が発信されるということを待っていると、遅い場合があります。災害時に地域本部となる特別出張所からの情報が随時伝わってきますので、その情報に災害対策本部の情報に加味して、柔軟に対応しています。

それから、実際に現場に行くと、近隣住民の方からたくさん情報をいただきます。特に消毒作業に行く場合、私の家も消毒してくださいというお声をいただきます。要は、こちらが把握してないようなことも、その場でどんどん言われます。それはとても大切なことと考えており、現場で臨機応変に対応しています。そうした中で、他の部署、特に特別出張所と連携をしています。

二つ目に、訓練や事前準備をどのように行っているのかと、ということです。訓練というほどのことではありませんが、専門職の職員を中心にノウハウやスキルを共有しています。事前準備については、当然、常時行っています。ただ、台風や集中豪雨の場合には、改めて機材の点検や過去の対応の振り返りなどを行っています。

三つ目に、出動態勢の見直しを定期的に行っているのか、ということです。これについては、毎年マニュアル更新をしており、それに応じて体制を若干変えることもしています。

四つ目に、事業の目標・指標を立てていないが、ある程度の予測を立てて事業の目標・指標を設定することも可能であり、その辺いかがお考えですか、ということです。これに関しては、まず、消毒件数が年度によってばらつきがあり、指標の設定がなかなか難しいということがあります。実績を申し上げますと、19年度が0世帯、20年度が134世帯、21年度は4世帯、22年度も4世帯、23年度が25世帯、24年度が0世帯という状況です。こうしたことから、実際として、指標の設定ができません。

規模3のような事態が発生した場合のことも踏まえて予算を組んでいますが、毎年不用額が毎年出ており、なかなか数値目標を立てにくいという状況です。ただし、我々としては、当然、迅速な消毒作業を行うということを最大の目標としています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、ご質問をどうぞ。

【委員】

先ほど、消毒件数の実績を教えてくださいましたが、消毒件数が少ないのに事業経費が多くかかっている年がありました。事業経費の内訳等を教えてくださいいいでしょうか。

【部会長】

それに関連して、水害がないときは、技能の継承のために訓練をしているのではないかと想像したのですけれども、そういうこともやっているために事業経費がかかっていると考えてもいいのでしょうか。

【説明者】

確かに、そういった訓練のこともあります。他にも消毒薬といった消耗品の更新のためにお金を使うこともあります。

消毒薬には消費期限があり、ある一定の期間を過ぎると廃棄しなければなりません。そうしたことに、経費がかかることがあります。

【委員】

それで、事業経費の大まかな内訳はどうなっているのでしょうか。

【説明者】

22年度については、薬剤更新などに75万8,000円程かかっています。23年度は35万4,000円です。実際に現場行って消毒する際に要する経費はそれほどかかっていません。ストックした薬剤を使っているだけです。23年度は車の雇い上げをしていますので、そちらの方にお金がかかっていますが、金額的には高くありません。

【部会長】

他に質問はありますか。

【委員】

ありがとうございました。

ひととおり質問にはお答えいただいたので質問というのは特にありませんし、今ご説明いただいたことについても非常に納得できますが、説明いただいた内容について内部評価

では十分に説明されていないような感じがします。別の言い方をすれば、非常にもったいないと思っています。例えば、水害が発生した場合、区は連携して迅速かつ的確に対応しているというようなことが、内部評価の中に記載されている方がよいのではないかと思います。その辺はよくご理解いただきたいということです。

【部会長】

他にありますか。

【委員】

評価と離れてしまいますが、今、東京都などで下水道の工事をしていますよね。これは、水害の発生を少なくしようということで、今後の見通しとしては、水害が少なくなってくるのではないかとおられるのですが、その辺についていかがお思いですか。

【説明者】

私どもは衛生の分野を担当しているので、水害についてはなかなか申し上げにくいのですが、確かに下水道工事をやっていますよね。それから、何十年前には川の氾濫などがありました。あつたものは今では無くなったように思います。

ただ、最近では、ゲリラ豪雨など、集中的に降るケースが増えたように思います。以前は時間 50 ミリの雨で下水道は処理できていましたが、今では 50 ミリを超える雨が降ることも多く、そういう事態が認識されてきているように思います。

【委員】

ゲリラ豪雨の対応が大変難しく、水害が出たときの予算措置が組みづらいということも考えられますよね。

【説明者】

確かに、そういうこともあります。それも包含する程の予算は計上しています。

【委員】

地区としては、水害がよく起きる地区はあるのでしょうか。

【説明者】

以前は、過去の被害状況を蓄積して、水害の発生しやすい地区を一定程度特定できていたのですが、ここ数年来、ゲリラ豪雨などによって、今まで一度も水害のなかったようなエリアでも水害が発生することが非常に多くなっています。特に、今年度の始めに発生した水害では、下水道の工事がされていたこともあり、汚物がそのまま路上に流出するというような、今までにない形態の被害も出ており、今現在、その対応に向けて検討しているところです。また、地球温暖化などにより、いろいろな感染症を伝播する蚊の生息地が北上しており、今後ますます増えていくのではないかとということも危惧されていますので、そういったことへの対応が求められてくるのではないかと考えています。

【部会長】

では、次の事業に参りましょう。

非常に勉強になっております。ありがとうございます。

【説明者】

それでは、経常事業 203 番「狂犬病予防対策等」です。この事業は、狂犬病予防法に基づいて狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することを目的としています。畜犬登録と狂犬病予防注射、動物の適正な飼育飼養指導を行っています。この事業についても、事前に質問をいただいているので、それに答える形で説明をさせていただきます。

畜犬登録や狂犬病予防注射の推移についてですが、畜犬登録は法律上義務づけられており、新宿区では少しずつ増えてきて、現在1万頭を超えたぐらいです。世帯でいえば大体1割弱が犬を飼っているということになります。狂犬病の予防注射数も、犬の数が増えているので少しずつ増えているという状況です。

畜犬登録ついでの問題点とすれば、未登録犬のことがあります。登録は法律上義務になっていますが、全国的にもかなり未登録犬が存在し、登録犬の1.5倍ぐらいいるのではないかとこの説もあります。

畜犬登録数に対しての狂犬病予防注射数はどのくらいかという、新宿区の場合は62.58%であり、畜犬登録をした犬全頭が狂犬病予防注射をしているわけではなく、これもまた問題の一つではあるということです。

日本では、50年間以上狂犬病は発生していませんが、我々としては問題意識を持ち続けており、畜犬登録数や狂犬病予防注射数を高い数字で維持していかなければならないと思っています。

そのために対策として、狂犬病予防注射については、集合注射の案内を全ての犬の飼い主に発送しています。それから、予防注射を受けさせていない世帯には、督促状まで出しています。その他、ペットショップや動物病院で日常的に周知を行い、ペット防災学習会やしつけ方教室等いろんなイベントの場でもお知らせをしています。

このように、我々としてはいろいろな取組をしているのですが、なかなか数字が上がらないという状況です。今後は、ペットショップと協力していくことを考えていきたいと思っています。ペットショップはペットを売ることが中心になりがちであり、売った後の適正な飼養・飼育ということに若干関心が弱いのではないかと思いますので、売るだけではなくて飼い主がきちんと飼育をしていくこともできるように、協力していただきたいと思っています。

それから、畜犬登録については、犬が亡くなったときに行う廃犬の手続きをとっていない方たちが結構いますので、データを精査して、その辺の手続きがきちんとなされるようにしていきたいと思っています。

全体的には、畜犬登録や予防注射の意義をできるだけPRしてやっていこうと考えています。犬の登録は、狂犬病の問題だけではなく、例えば災害に遭ったときに探しやすいなど、いろんなメリットがあるので、その辺の理解をしていただくことで数字を上げていきたいと思っています。

畜犬登録や狂犬病予防注射について、他の区と比較してどうかという、世帯数や人口

数と大体比例しますので、畜犬登録数や予防注射数は12位で、大体真ん中くらいです。ただ、新宿区の場合は、予防注射率が若干低いです。具体的に言えば、23区中20位です。この原因は、新宿区は転出者、転入者など移動が激しく、そういう意味で、予防注射をすることが少しルーズになっている面があります。このことを一つの問題点として、今取り組もうとしております。

当事業に対する獣医師や区民からの要望等があるか、ということですが、50年間日本で狂犬病が発生してないから、予防注射は必要ないのではないかといった意見を持つ方が若干います。これに関しては、そうではないという説明をしています。というのは、世界的に見ると、狂犬病で死ぬ人が今でも年間5万人いるのです。狂犬病は世界的に見て決して撲滅されているわけではなく、日本で50年間発生しなかったとしても、今後発生する可能性もあるわけで、国や都道府県レベルでもこの問題に対する取組を進めています。

咬傷事故の防止等について、協働が効果的ではないか、ということですが、これはそのとおりだと思います。区民の方々が自主的に組織を立ち上げて、こうした問題に取り組んでいるというのは、非常に良い取り組みだと思っています。

我々としては、いろいろな団体に働きかけるなど、犬のしつけや飼い主のモラルの向上について取り組んでいます。それぞれの団体等が自主的に取り組んでいただいた方が、非常に効果的だと考えています。そういう団体が区と一緒に講習会を開きたいと言ってくれることもあります。その場合は、区と共催して、しつけ教室のようなものを開いたりすることもあります。これは非常に効果があります。もし、そういう動きがありましたら、ぜひお声をかけていただきたいと思っています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。では、ご質問をお願いします。

【委員】

狂犬病予防注射の督促をしているということですが、それは法律の要請なのでしょうか。

【説明者】

狂犬病予防注射の督促について定めはありませんが、基本的に予防注射は100%しなくてはいけないというのは法律上の義務です。100%にするために、他区でもいろいろ取組を行っています。新宿区では督促状まで出しているということです。督促を行っていない区もあります。

【部会長】

おそらく、畜犬登録しないと罰則があると法律上明記されているのではないかと思います。法定受託事務の中で、区が積極的に取り締まって罰則を科す義務があるということではないということなのではないでしょうか。

【説明者】

法律上、罰則はあります。20万円の罰金が科されます。ただ、実態として、登録や予防注射などしていない方に罰金を科した例は、全国的に見てもほとんどありません。

【委員】

外国人の方が畜犬登録を行うことは増えているのでしょうか。

【説明者】

登録上、外国人かどうかはわかりません。登録のお名前から外国人の方と思われる方が少しいるという程度です。具体的な数字はわかりません。

【部会長】

先ほどの事業説明の中で、協働についての話がありましたが、それに関連して、部会長から一言述べさせていただきます。新宿区は政策理念に協働を掲げておられるのにも関わらず、特に経常事業の場合、この事業は協働に該当しないと所管課が判断するケースが非常に多いと感じています。逆に、我々自身も、政策理念としての協働の定義はわかりますが、いざ具体的な事業に落としたときに、何を以て協働というのかわからなくなってしまうことがあります。

日本の衛生行政は、ドブ掃除に代表されるように、協働型で築かれてきたところがあると思います。先ほどのゲリラ豪雨やペットの飼い方のルールなど、区民や地域の団体等と協働すべきところがかなりあるのではないかと思います。それについて今日は勉強させていただくつもりで来ました。

本当に協働とは関係ないのであればそれでいいのですが、実際には協働の欄にいろいろお書きになれる部分が結構あるのではないかと思います。そのことについては第3部会としても議論をして、問題提起をさせていただきたいと考えています。

特にペットに関して言えば、今、高齢社会で人生の伴侶として非常に重要な存在になってきていますが、人間とペットと一緒に住むということで地域もいろいろと悩むことがあるかと思えます。その点、行政のお力添えの必要性がますます増してくる分野だと思えます。では、他の委員からご質問をどうぞ。

【委員】

ペット相談についてですが、予算事業シートの協働欄で対象が「区民」となっていますが、理由・課題欄を見ると「動物病院と協力」と書いてあります。これは、どういうことなのでしょう。あとは、相談件数が増えているようですが、増加の理由や相談内容の変化など、何か把握されていることがあれば教えてください。

【説明者】

ペット相談は、新宿区の獣医師会に入っている19の動物病院で月1回実施しているものです。そのときは、きちんと看板を出して、事前に広報等でも周知を行っています。相談は無料ですが、区から動物病院に相談経費をお支払いしています。確かに相談件数は増えてきていますし、いろんな相談があります。いずれにしろ、新宿区の獣医師会の協力を得て行っているということです。

【委員】

相談内容にはどのようなものがありますか。

【説明者】

犬猫に関することがほとんどです。あとは小動物、ハムスターや鳥などがあります。

【委員】

結局、協働欄で対象が「区民」となっているのは、協働のパートナーが区民であるということなのですね。

【説明者】

ペットを飼う区民と位置づけて考えています。

【委員】

相談する側の人を協働の対象に含めているわけですか。

それは協働なのでしょう。

【部会長】

こちら側も協働の定義をはっきりさせないと、これ以上は言えませんね。

【委員】

そうですね。

【部会長】

協働については、いろいろな解釈の仕方があるようなので、こちらで検討させていただきたいと思います。他は、よろしいですか。

【委員】

細かいことですが動物病院に支払うのは定額の謝礼という理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】

そうですね。件数には関係ありません。

【部会長】

私も初歩的なことについてですが、狂犬病の予防接種は何回ぐらいすればいいものなのでしょう。

【説明者】

日本では、年に1回とされています。諸外国では強い薬を使って2年に1回、3年に1回としていることもあります。日本は年に1回の薬でやっています。

【部会長】

他に質問はありますか。では、次に進ませていただきたいと思います。

次はなかなかユニークな事業だと思っております。経常事業 204 番「人と猫との調和のとれたまちづくり」です。では、説明をお願いします。

【説明者】

経常事業 204「人と猫との調和のとれたまちづくり」です。

この事業は、飼い主のいない猫について対策を講じ、被害や迷惑を未然に防止するという事業です。更に言えば、それを通じて地域住民と民間団体、ボランティア、行政が協働することによって問題を解決し、地域でそのつながりが持てるようになってきています。

具体的に、どのような方法をとっているかという点、一番に、猫の去勢・不妊手術に補助金を出しています。年間で1,000件を少し超える程の補助実績があります。

次に、去勢・不妊手術をした猫等を地域で適正に管理していくというような意味で、餌を適切に与え、食べ残しや糞の清掃を地域で行うということがあります。そのためには、地域の町会等の組織、ボランティア、区の保健所等が協力して行っていくことが大事だと考えています。この活動を「地域猫活動」と言っています。区内では大体30か所ぐらいで行われています。

それに付随して、猫に置き餌などをしないでくださいというプレートを作って地域に掲示する、印刷物を作って配布するというような啓発活動も熱心に行っています。これについては、新宿区は割合早目にスタートしていて、平成13年度から始まっています。他の自治体から見学に来るほどです。

この事業を通じて、どういう効果があらわれたか、ということですが、一番端的な指標として出すのが、殺処分の数字です。飼い主がいない猫で、適正な飼養ができない場合は、最終的に殺処分になることがあります。その数が少なくなるように活動するわけですが、平成13年度は315匹の猫が殺処分されたのに対し、平成23年度は30匹になり、10年で約10分の1に減りました。これも、地域での地道な活動の結果があらわれたと考えています。この活動の輪が更に広がっていくことを期待して、活動の取組数を事業の目標・指標に設定しました。

猫の被害というのは、具体的には糞や鳴き声、生ごみあさりということがあります。そうしたことがなくなっていくことを期待してこの事業を実施しています。

それで、平成16年度に、区長が名誉会長となり、人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会という協議会も立ち上げて、そちらの活動も行っているというところです。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。では、ご自由に質問をお願いします。

【委員】

ありがとうございます。

内部評価を読みましたが、とてもすばらしい事業であると思いました。事業開始当時は、区民の間でも猫をめぐって殺伐としたようなこともあったのではないかと思います。今日、活動が定着したということは、いろいろな方が非常に努力をされ、それが内部評価の中にもよくあらわれているというような気がします。非常に良い事例ではないかとも思っています。ですから、この事業については特段何も申し上げることはありませんが、衛生課が所管する他の事業においても、協働というものをこの事業のように理解され、分析されれば良かったと思います。

【部会長】

他にどうでしょうか。

【委員】

地域住民の立場で言えば、大変助かっています。野良猫が本当に少なくなりました。ただ、猫は移動するので、大きい道路に囲まれていれば、その中に留まりますが、小さい道路をまたいで移動することもあると思います。私の住む地域はたまたま大きい道路に囲まれているので、猫が移動してくることもなく、かなり少なくなっていると思います。

それで、私の地域では、ボランティアの方たちと一緒に、月に1回電柱の掃除をしています。犬は電柱におしっこをかけるので、そこを清掃しているのです。そういう話は、こちらの方に入ってきていませんか。

【説明者】

掃除をしているというのは聞いていますが、電柱の掃除というのは初めて聞きました。

【委員】

電柱の掃除、一生懸命やっていますよ。私の地域では、東京都からの支援を受けています。そういう制度を区民の方に知らせてあげるのも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

【説明者】

東京都でそういう制度があるのでしたら、我々としても、この活動をしている方にお教えして、活用できるものはどんどん活用していきたいと思います。

【部会長】

今のご質問に関連して、大きな道路に囲まれた区域内を猫が移動するというのであれば、活動箇所を事業の目標・指標に設定されていますが、活動箇所数のプランニングに有用ではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。あと、犬猫の他に、珍しいペットを飼っている方がいると思いますが、もし、その辺のお話があれば、お聞かせいただきたいと思います。

【説明者】

まず、最初の質問です。我々としては、やはりその地域で課題があるということが一番にあって、その課題を地域で認識してくれないと、その後の活動も発展しないと考えています。ですので、課題を認識していただくためには、一定のエリアごとに働きかけていく必要があるわけで、道路等地域の形状に従って働きかけを行っていくということです。

確かに猫は移動しますが、猫の移動範囲というのは、半径 500 メートルほどで、それ以上移動しません。それを踏まえたとえで、一定のエリアを設定して行って、24 年度末の現況は 30 か所となっています。それ以外のところについては、問題が発生したときなど、うまくチャンスをとらえて働きかけていくというような姿勢であります。

二番目の質問ですが、動物の愛護及び管理に関する法律では、犬や猫、ウサギといった一般的なペットについては区が管轄することになっています。しかし、爬虫類など珍しいペットについては、特定動物に分類され、東京都が管轄ということになっています。

【委員】

ハトはどうか。

【説明者】

ペットということでしたら関係しますが、ペットでないハトであれば、野生ということで、野生鳥獣保護法といって東京都の担当です。

【委員】

東京都になるのですか。以前は、ハトと野良猫に餌をやることがトラブルのもとにあることがあり、餌をやる方にしてみればやはり思いのたけがあるわけで、住民の側からはなかなか言い出しづらい部分もあって、難しかったと思います。ですが、おかげさまで、今では協働の取組がうまく定着したようで、ありがたいと思います。

【部会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

歌舞伎町やモア街で、猿を散歩させている人を見ましたが、あれは区の管轄でしょうか。

【説明者】

猿は特定動物に入るので東京都の管轄になりますが、ただ、もしもそのことに関して区に何らかの通報が入った場合は、区でも対応いたします。

【委員】

猫の去勢・不妊手術費助成についてですが、申請自体は毎年2,000件近くあるのに対し、実際に補助をしたのは23年だと1,200件ほどで、6割ぐらいにとどまっているのはどうしてでしょうか。あと、事業の方向性として拡大であるけれども、限られた予算の中で事業を継続していくために助成の在り方を検討する必要があると内部評価で分析されていますが、現段階でそのことについて何かお考えがあれば、教えてください。

【説明者】

まず、手術費助成の申請件数と実際の手術件数についてです。助成の申請をしていたが、その段階で助成の申請された方すべてに手術の申請書をお渡しして、その申請書を動物病院にお持ちになって、実際に手術をするという流れになっております。ですので、例えば、手術を受けさせようと思った猫が見つからないなど、実際に手術に至らないというケースがあるので、助成の申請件数と実際の手術件数に乖離が生じております。

それから、助成の在り方の検討についてですが、我々としては、不妊・去勢という方法は実際に効果があるので、予算を少しずつ増やしていきたいという思いはあります。ただ、区の財政を踏まえれば、いろいろ厳しいということもありますので、一定の制約の中で工夫をしなければならないと考えています。そういう中で、事業開始当初は飼い猫に対する助成が多かったのですが、今では野良猫に対する助成にシフトしていています。ですので、予算的にも、飼い猫に対する助成の部分を少なくして、地域猫に対する助成の方に予算をつけていき、限られた予算の中でできるだけ効果をあげていきたいと考えています。

【委員】

関連で、23 年度の場合、全体の助成のうち飼い猫に対する助成はどのくらいの割合でしょうか。

【説明者】

23 年度で言えば、雄の方が、飼い猫 48 匹に対して野良猫が 230 匹です。それから、雌の方が、飼い猫 44 匹に対して野良猫が 887 匹です。野良猫の方が圧倒的に多いですね。飼い猫は 1 割から 2 割といったところでしょうか。それでも、更に、野良猫に対する助成にシフトしていこうと考えております。

【部会長】

よろしいでしょうか。では、本日最後の事業に入りましょう。

経常事業 205 番「ペット防災対策事業」です。説明をお願いします。

【説明者】

では、経常事業 205 番「ペット防災対策事業」です。

この事業は、主に犬をイメージしていただければよろしいかと思えます。新宿区の場合、避難所に避難するときには犬を連れて避難するという考え方を持っています。これについては、「同行避難」という言葉を使っています。他の自治体に比べ、新宿区ではこうした考え方を早目に打ち出したわけですが、今、東日本大震災等いろいろな震災を踏まえて、この考え方が国の考え方にもなっています。倒壊した家に犬をそのまま置いていくといったことはせず、避難所に人間とともに犬も避難するのが、安全上一番であるということです。

事業の具体的な内容についてですが、避難所となる学校等に動物用の災害用品を配置しています。具体的には動物を入れるケージなどです。それから、意識啓発として、パンフレット等を作成・配布して、同行避難の考え方の周知を図っています。さらに、10 の出張所単位で開かれる地域防災協議会に出向き、そこで同行避難の考え方を地域の代表の方々に直接説明をしています。そういったことを通じて、同行避難の考え方を理解してもらうようにしています。

それから、ペット防災学習会ということで、主に犬の飼い主に向けて同行避難の考え方や方法について説明会を実施しています。24 年度はこの様な事業を 4 回実施しました。今後はもっと回数を増やしていきたいと考えています。

次に事前にいただいた質問にお答えしたいと思います。

まず、当事業はどの程度の規模で実施すれば事業目的を達成するとお考えでしょうか、ということです。同行避難の考え方は、できるだけ多くの人に理解していただきたいのですが、基本的には飼い主が一番に理解しないといけないと思っています。犬を飼っている世帯は全体の約 1 割いますが、その方たちが避難所において、人間の居住スペースと動物の居住スペースを住み分けて、犬等の管理等を自分たちできちんとできるようにしてもらわなくてはなりません。その辺を理解してもらうために、我々は事業を実施しているところです。さらに、ペットを飼ってない方にも、同行避難の考え方をきちんと理解してもらいたいとも考えています。ですので、地域防災協議会などで地域の代表の方に説明する

とともに、飼い主に直接に説明するためにペット防災学習会を実施しています。各出張所単位で開くことを目標にしており、主体的に行動をとれる飼い主が増えれば、事業目的の達成につながるだろうと考えています。

次に、被災時に実効ある程度に区民の方から当事業は認知されているのでしょうか、という質問です。私としては、これで十分とはとても言えないと思います。ですが、こうした活動を始めて、徐々に理解され始めているのではないかとも思っています。他の自治体に比べれば、新宿区はかなり進んできていると言えらると思います。地域防災協議会で説明することによって、ペットを飼っていない人も含め、かなり理解していただいている面はあると思います。それから、学習会等で飼い主の方に理解していただいています。さらに、避難所運営管理協議会に出向いて説明するなど、まだあまり数は多くありませんが、実際の訓練の際に我々職員が行って説明するということがあります。

続いて、協働についての現状の取組についてのお尋ねです。我々は、この場合の協働として、飼い主の団体との協働と理解しましたが、それについてどうかというと、犬の飼い主の団体と協働した取組は3つ、4つほどあります。例えば、牛込地区のワンワンパトロール隊という団体や、西早稲田のドッグカフェ、北新宿の神田上水公園の犬のグループなど、いろいろな団体と協働して、例えば講習会などを開く、というようなことをしています。今はまだまだ数が少ないですが、そういった団体と協働して学習会を実施するなどの取組を増やしていきたいと思っています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。どうぞ自由に質問をお願いします。

【委員】

ペット防災学習会への参加者数について、29年度末の目標が500名ということですが、この500名という数字はどこからきているのでしょうか。

【説明者】

10か所で開催した場合、1所当たり50名参加していただければ区全体で500名ほどになると考えました。500名の飼い主が参加してくれば、一定の理解は進むのではないかと思います。その飼い主たちが、災害があった場合それぞれ避難所に散らばるわけですね。その500名の方たちの中で何人かが災害時のリーダーになっていただいて、その避難所で、動物の避難スペースの確保をしたり、ケージを置いたり、餌をあげたり、ペットを飼っていない方とのトラブルが起きないようにしたり、そういう避難所におけるリーダーが育っていくことを期待しています。

【部会長】

関連ですが、ただ今のご説明を聞いて、同行避難という考え方について、ペットを飼っていない方々にどれほど理解していただけるかということが重要なのではないかという印象をもちました。特に、避難所でリーダー的な役割を果たされる方々、町会、自治会等の役員の方々に理解していただくということが非常に重要なのではないかという気がしたので

すが、その辺についてはいかがですか。

【説明者】

まさにそのとおりでございます。

我々は、10 地区の地域防災協議会に出向いて、同行避難について何度かご説明をさせていただいて、一定の理解もしていただいています、まだまだだとは思っています。ですので、ペットを飼ってない方に対する啓発活動を重ねることで、もっと理解をしていただきたいと思っています。

【委員】

町会長たちは、ペット防災のことまで担う余裕はないと思います。学習会などを通じて、飼い主の方々にペット防災のリーダーになってもらう方が、町会は非常に助かると思います。そういった方々が増えてくることによって、地域にそういう意識を持たせることができると思う。逆に言えば、今いる役員を使うよりも新しい方が入ってきてもらう方がいいと思います。ぜひ 29 年度末までにペット防災学習会の参加者を 500 名に増やしてもらって、ペット防災のリーダーをたくさん養成してほしいと思います。よろしくお願いします。

【部会長】

確かに、町会側からしたら、働き手が増えることになりそうですね。

【説明者】

まさにそのとおりだと思います。ペットの防災に関しては飼い主が主体になってもらって、町会の役員の方々は、それに理解を示していただきたいということです。

【委員】

リーダーについてですが、そうした役割を事業者には求めないのでしょうか。ペットを売る事業者をリーダーに養成するといったお考えはないのでしょうか。

【説明者】

事業者にも協力してもらいたいという気持ちはあります。ですので、何かやってもらえるものを探していきたいと思っています。ただ、一つ言えるのは、ペット業者自身も自分で動物を抱えているということがあるので、まずそこをきちんと管理してほしいというのが第一です。逃げないようにしていただくと。それから、ペットフード関係の事業者は、今回の東日本大震災もそうですが、それなりに協力はしてくれます。例えば、ペットフードを提供してくれる、などです。ですから、何かできる範囲で協力してもらえよう、今後も働きかけはしていきたいと思っています。

【部会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

今のことに関連して、例えば、ペットショップが地震で倒壊した場合、避難所に避難することは可能なのでしょうか。

【説明者】

そういうことを一番危惧しています。なぜかという、聞いたところによると、ペットを置き去りにして逃げてしまいます事業者が多いそうです。そういうことがないように、東京都を通じて、耐震性のあるしっかりした建物の中で自覚のある従業員が管理するようしてもらいたいと思います。避難所には、ペットショップの動物まで受け入れる余裕はないと思います。ただ、飼い主不明動物ということで連れてこられれば、受けざるを得ないかもしれませんが、そうするとパニックになってしまうと思いますので、災害が起こる前にペットショップには災害に対する事前の備えをしておくように訴えていきたいと思います。

【委員】

活動実績の中で、「ペット防災学習会」、「ペット防災セミナー」、「ペット防災講習会」という三つの種別がありますが、どう違うのでしょうか。

あと、事業の目標・指標について、「ペット防災に関して主体性ある行動をとれるペット飼い主の増加」をあげていますが、その定義が「ペット防災学習会等の参加者数」となっています。結局、レクチャーを受けただけでは、飼い主の主体性は十分に養われなと思います。学習会やセミナーの内容が、リーダーを養成していけるだけのものになっているのでしょうか。この点についてお聞かせください。

【説明者】

名称がばらばらということですが、本質的には目的とするところはみな同じです。昨年度は初めて立ち上げたということがあって、統一性がないところがありますが、例えば、「ペット防災セミナー」は、いろいろな団体に関わってもらった場合にそのような名称を使いました。「ペット防災学習会」は、保健所主体で、講義を中心に行っているものです。

ただ、私どもとしては、いろいろな催しを行っておりまして、具体的には、東日本大震災で活動した方のお話を聞いたり、写真を見せてもらったり、福島保健所の職員をお招きしたこともあります。その後、話し合いや個別相談などを行い、できるだけリーダーとなってくれそうな人材を発掘するようなことに結びつけていきたいと考えています。いずれにしろ、名前は違いますが、目的はみな同じです。

【委員】

防災訓練の参加者数についてです。24年度は880人とありますが、どういう方たちが参加されたのでしょうか。全員がペットを連れて参加したわけではないですね。

【説明者】

実際にペットを連れてきてもらえたこともありましたが、数頭です。基本的には、掲示を出して、避難所での管理を訓練参加者全員に説明しています。

【部会長】

よろしいでしょうか。

もし、今までの事業について質問をし忘れたということがあれば、どうぞ。

【委員】

では、経常事業 200 番「ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談」についてです。最近、ダ

ニの問題が結構できてきていると思うのですが、衛生課の管轄になるのでしょうか。

【説明者】

はい、衛生課の管轄です。パンフレットも作っています。ダニについては、そういうご相談があった場合に、そのお宅へ伺って実際に布団などを見ながら指導するというのもしています。最近では、職員がお宅へ伺った様子をテレビのニュースで取り上げられました。もし相談があれば、ぜひお声をかけていただきたいと思います。

【委員】

すみません。経常事業 205 番「ペット防災対策事業」についてです。事業概要を読むと、今現在実施しているのは、ペット防災学習会のみという理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】

いやいや、それだけではなくて、災害用品の配備に関しては更新などもしています。

【委員】

この災害用品というのはペットに関するものですね。

【説明者】

はい、ペットに関するものです。ケージとかそういうものの更新です。事業概要に書いていることは、すべて今現在も実施していることです。

【委員】

動物取り扱いガイドラインも、既にできているという理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】

いえ、ガイドラインについてはこれからです。今年度の課題です。

【部会長】

基本的に、現在実施していることを書いていますが、将来向けのことも若干書いているということですね。

他によろしいでしょうか。

どうも、お疲れさまでした。衛生課におかれましては、非常に丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。

では、今日はこれで閉会とします。

<閉会>